

ご挨拶



日本貸金業協会 会長
飯島 巖

この度、平成23年度の協会活動について報告するとともに各種関係資料や公知情報などお届け致します。

先に平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」で被災された皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

当協会と致しましては、被災者への対応をはじめ、義援金の募集など、各種支援を行ってまいりました。協会員の皆さまにもご協力頂きましたことに、御礼申し上げます。被災地は、今まだ復興途上ですのでこれからも支援に取り組んで参ります。引き続きご協力をお願い致します。

さて、平成23年度は、当協会設立から4年が経過し、自主規制機関としての活動も軌道に乗って参りました。改正貸金業法の段階的施行に併せて体制を整えて参りましたが、協会員の皆さまの法令遵守に対するご努力により、貸金業界の健全化は着実に進んでおります。

設立以来、書類監査、実地監査等の監査業務や研修会等を通じてコンプライアンスの徹底を図って参りましたが、書類監査の評価結果や処分の件数に、改善の結果がはっきりと出ております。

また、当協会のもう一方の役割であります、利用者保護という課題については、2年前にスタートしました金融ADRとしての紛争解決機関も順調に対応しております。

年間4万件を超える相談・苦情・紛争を受け付けておりますが、苦情は平成21年度は785件もありましたが、平成23年度は247件と実に70%も減少しております。このほか、生活再建支援のカウンセリングも949回実施しており、今後も継続してまいります。

このような協会の活動に対し、多重債務問題に共に取り組む全国の消費生活センターや消費者団体の皆さまの、貸金業界、協会に対する理解も深まってきているように感じております。

今後は、自主規制機能を貸金業界全体に行き渡らせるために、加入率の向上を図り、また、加入を魅力あるものにするため、協会員サービスの充実に取り組んでまいります。協会員証の「ゆずり葉マーク」を安心して利用できる貸金業者のブランドイメージとして定着させ、協会員の皆さまの信用補完の1つになればと考えております。

貸金業法の公布から5年、完全施行後2年を経過する現在、金融市場の重要な担い手として位置づけられた、貸金業界が期待された資金供給機能を果たしているのか等を検証し、健全な貸金市場の創設に向けて、新たな課題にも取り組んでまいりますので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。